

2023年度 日本学生支援機構 第二種奨学金の在学期間延長における新規出願【二次採用】

◎概要について

被災または災害（感染症の影響を含む）に起因する特殊事情により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長および奨学金貸与の必要性を認められた者については、第二種奨学金の出願をすることができます。出願を希望する方は、期日までに学生課へご連絡ください。

1. 対象者

(1)対象学種

学部生、大学院生

(2)対象学年

最高学年

(3)対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
- ② 出願時において、第二種奨学金の貸与を受けていない者
- ③ 被災または災害（感染症の影響を含む）に起因する特殊事情により、やむを得ず卒業予定期を超えて在学することとなった者
 - ・上記以外の事由により、卒業予定期を超えて在学する者は、出願の対象となりません。
 - ・新たな卒業予定期が2024年3月以前の者の出願を受け付けます。※2023年9月卒業予定が、新たな卒業予定期として2024年9月以前となった者の出願も可能です。
- ④ 卒業予定期を超えての在学期間延長および奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

2. 貸与期間

(1)貸与始期

2023年10月～12月より希望月を選択

(2)貸与終期

原則として卒業予定期

※貸与期間は、最大1年間です。

※貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

3. 貸与金額

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kingaku.html

(次のページへ続く)

◎出願を希望する方

■学生課へ下記期日までにご連絡ください。

○申し出期日：

2023年10月13日（金）16：00まで 【期限厳守】

【本件に関するご相談・問い合わせ先】

南山大学 学生課奨学金係（平日 9：00～17：00）

E-mail : scholarships-s@nanzan-u.ac.jp

Phone : 052-832-3118